

(不誠実対応-29)

悠生君が見つかった日の 15 時頃、悠生君の母親が児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に吹田警察署に悠生君に来て欲しいと伝え、承諾を得ていた。しかし 20 時頃に遺族が電話すると、施設長(宇津慎史)が電話に出、吹田警察署に行くことを拒み続けた。遺族の必死の説得で宇津慎史は、宇津兄弟(雅美及び慎史)が吹田警察署に行っても良いとの発言は引き出した。しかし同時に、「兄(宇津雅美)に酷い事を言いましたよね」と 3 度も発言。

このタイミングでのこの 3 回にわたる発言は明らかに謝罪要求であり、死亡事故を起こした責任者が、事故被害児に会う事的前提条件としていていると思われた。

非常に不誠実な対応である為、宇津兄弟に吹田警察に来て貰う事を悠生君の両親は断念。回答書(令和 5 年 3 月 16 日)においてはこの宇津慎史のこの発言は謝罪を要求したものであったこと認めていた。

しかしその後、言葉上の問題であり謝罪自体を要求していないと発言を変えてきた。遺族の心を逆なでした謝罪要求を言葉の問題として片付けるには詭弁以外の何物でもないと思われる。この内容は(不誠実対応①)で説明したものと同じであるが、今回は保護者会でも同様の詭弁が認められた。

(音声ファイル-29[1]) [0:00:00]⇒[0:04:10]

(音声ファイル-29[2]) [0:00:00]⇒[0:01:07]

(会話の主な内容)**(音声ファイル-29[1])**

[0:00:00] (悠生君の父親：清水悠路)

(宇津)雅美さんが前日に、(清水亜佳里が) (宇津) 雅美さんにはいた暴言に対して謝ることを 3 回…

[0:00:11] (悠生君の母親：清水亜佳里)

「兄に酷いことを言いましたよね、あなた」って

[0:00:15] (施設長:宇津慎史)

そういうあなたとかは言っていませんよ。

[0:00:20] (悠生君の両親：清水悠路・清水亜佳里)

(あなたって) 言った、言わないかは別として、内容として

「兄に酷いことを言いましたよね」って、

[0:00:25] (施設長:宇津慎史)

はい、いいました。

[0:00:27] (悠生君の父親：清水悠路)

それに対して謝罪するのだったら行ってもいいみたいなニュアンスを…

[0:00:28] (施設長:宇津慎史)

いえ、そんなことは一切言っていないです。

[0:00:30] (悠生君の母親:清水亜佳里)

私たちはただ、子供に会いにきてほしかった。

[0:00:32] (施設長:宇津慎史)

私は、兄(宇津雅美)にああいう言葉を発せられた事に関して、被害者、お子様をなくされた気持ちは十分に解りますといいました。でもヒトとして…。

[0:00:46] (悠生君の父親:清水悠路)

でも見つかったその当時、(ヒトとして)そのタイミングで(兄に酷い事をいいましたよね)って言うものなのですね？

[0:00:48] (悠生君の母親:清水亜佳里)

まずでも、子供に会うのが先なんじゃないのですか？

だって親はここに預けたのですよ。信じて、

[0:00:58] (悠生君の父親:清水悠路)

(宇津雅美が悠生君に)会うって約束を3時にはしているのですよ。

[0:01:01] (悠生君の母親:清水亜佳里)

(宇津雅美は)、解りましたって言って一回電話を切っているのですよ。

[0:01:04] (アルプスの森側弁護士)

実は私、そのあたりから最初相談を受けていました。ですので、私の記憶から、そのあたりからお話をさせて頂きたいのですけれども、あの、ちょっと先程からお話されている結構きつい事を言われた。その事で警察に相談に行っているくらいのやはりこちらは、すごく精神的なストレスを感じていた。

[0:01:29] (悠生君の母親:清水亜佳里)

精神的なストレス？ はい。

[0:01:32] (アルプスの森側弁護士)

やはりどう対応すればよいのか、かなりこちらも対応には苦勞していたのです。そういう状況であのう、まあ、今日(悠生君が見つかった時)来るように言われたことに関して、どうすれば良いのかと、まあ、こちらも色々な予定が確かにありましたので、ですので、そういった事でどう対応すればよいのかってことで、で、あのう、まあ、やっぱりそれが(悠生君に吹田警察署に会いに行くのが難しいのであれば)、たとえば今日直ぐ行くという事ではなくても、

[0:01:58] (悠生君の母親:清水亜佳里)

子供に会わなければいつあうのですか？その時じゃなきゃもうないじゃないですか？いつ会うつもりだったのですか？じゃ～聴きますけど…

だって子供に今(見つかった当時)会わないと…、あの子、元気だったのにそれが変わり…、冷たい水ね。何日間も居てよ。

[0:02:19] (施設長:宇津慎史)

私は、私と兄が行きますとはっきり言ったつもりです。いいました。その時に一応、前日の事があるので、私達だけがあってまた警察署で同じような事の暴言を繰り返されると、それはちょっと…

[0:02:35] (悠生君の母親:清水亜佳里)

あの子供をね、持っているから僕はわかる。親の気持ちがわかるって言っていましたよ。宇津雅美さんは…。そうしたら親の気持ちわかるのところがいますか？

[0:02:43] (施設長:宇津慎史)

申し訳ないのですが…、まあ～何て言うのですかね。

[0:02:46] (悠生君の母親:清水亜佳里)

子供が遺体で上がって、施設の人が誰も来ないなんて

[0:02:56] (施設長:宇津慎史)

だから行くっていいました。

[0:02:59] (悠生君の父親:清水悠路)

行くっていったのは解っているのですよ。条件として謝罪を言って来たじゃないですか？

[0:03:04] (施設長:宇津慎史)

謝罪は一切、言っていません。

[0:03:09] (悠生君の父親:清水悠路)

1月16日の報告書(3月16日の回答書の間違い)で謝罪に対して、謝罪(要求)した事を認めていますよ。

[0:03:18] (アルプスの森側弁護士)

ごめんなさい。そこはですね。言葉しりを捕まえたような議論になっていると思います。そこは、私の方で文章を作っているのですが、謝罪を求めたとか、まず、最初の清水さんたちの文章の方が謝罪を求めたとなっているから、引用したというだけです。謝罪を求めているわけではないですね。

[0:03:41] (悠生君の母親:清水亜佳里)

遺族に対してこちらが精神的に酷い事を言いましたよねって、そちら側が言うことではないと思います。私たちはホント子供が見つからないかもって思って、本当に泣きながら冬の川をずっとずっと、何回も何回も何時間も往復して探していました。

でもあなた方はそんなこと、

私たちのそんな姿見ているのを解っているけど、ここを普通に開けていたじゃないですか？

(音声ファイル-29[2])

[0:00:00] 悠生君母親 (清水亜佳里)

川から引き揚げられた子に会いに来てないのだもん。

[0:00:04] 施設長(宇津慎史)

会いに行く時に、会いに行きますと言う話をして、先程の…

こういう状況ですって、お話をしたら(内容としては、3回、宇津慎史が悠生君の母親に酷い事をいいましたよね?と3回言ったのみ)、お父様がもうゴタゴタ言うのだったらいいと電話を切られました。

[0:00:13] 悠生君母親 (清水亜佳里)

じゃなくて、わざわざ確認したじゃないですか?そういうお考えなのですね?

[0:00:20] (施設長:宇津慎史)

そうことは言ってない、ただゴタゴタ言うのだったら…

[0:00:29] 悠生君父親 (清水悠路)

そういうお考えならば結構ですってこのままの言葉でいいましたよ?

[0:00:34] 悠生君母親 (清水亜佳里)

あなた方は、用事があるからいけない。とか、弁護士の先生にとめられたとか、私たちは解剖が終わって来てくださいって言った時に直ぐに、じゃ～行きますって言って貰えるものと思っていましたよ。

それが急に裁判とか弁護士って言われてびっくりしたのですよ。弁護士の話なんかは、私達は一切してなかったですよ。

(上記会話の問題点)

▶悠生君が見つかった時のアルプスの森(施設長:宇津慎史)の謝罪要求について

上記会話より、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は謝罪請求を言葉の問題であるとし、遺族の心を逆なでした謝罪要求自体を無かった事にしようとしていることがわかる。

ここで何が施設長(宇津慎史)と悠生君の母親(清水亜佳里)の間になされた会話内容を理解する為には、一般化して考える必要がある。

まず、相手にある行動を起こすように切望しているが、その相手がその行動を起こす気持が無いことを明確に示唆する行動を続けている状況を想定する。その切望する行動を起こしてあげてもいいけど、「先日、酷いことを言ったよね」と3回立て続けに発言された状態において、この3回立て続けに発言された発言は何を意味しているかについてである。

上記の状態では、酷い事を言った事に対して謝罪してくれたら、その行動を起こしても良いととる(謝罪をその行動をとる為の条件として設定している)のが妥当である。

では悠生君が見つかった時に、施設長(宇津慎史)の行動に関して上記内容に当てはめて考えてみる。

悠生君の両親は、悠生君が見つかった時、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)と事故を起こした当該従業員に悠生君に吹田警察署に会いに来る事を求めるため、同日20時に宇津雅美に電話をかけた。(同日の15時には、宇津雅美は吹田警察署に来ることを了承していた。)

しかしこの時電話は、宇津雅美ではなく施設長で弟の宇津慎史が出た。この時の発言は、兄(宇津雅美)は別件で忙しいため電話に出ることは出来ないし、警察署にも行けないと説明。これに対し何度も、悠生君の両親が悠生君に会いに来る様、頼んだところ、弁護士に行かない方が良いと言われたと発言が変わった。この段階で、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は吹田警察署に明らかに来るつもりが無い事が判明。

しかしながら、悠生君の両親がそれでも悠生君に会いに来る様、頼んだところ宇津慎史が弁護士に相談するとして、一旦、電話を切った。しかしその後の電話でもやはり警察署に行くつもりはないと説明。状況として整えられる前の悠生君に会って欲しいと再度、依頼をし、又、弁護士に相談するとし再度、電話を切る。

その後の3度目の電話では、宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)は、吹田警察署に行ってもあげても良いとのスタンスに変わりはした。しかしこの時、宇津慎史は、悠生君の母親(清水亜佳里)に対して、「兄(宇津雅美)に酷い事をいいましたよね?」と3回、発言した。

この状況においてこの発言は一般的に考えて、兄(宇津雅美)に対して謝罪をするのであれば、吹田警察署に行ってもあげても良いと捉えるのが妥当と思われる。

従って、悠生君の母親からの謝罪が、宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)が吹田警察署に来る条件として提起されたと考えるのが妥当と思われた。

このような条件が提示される以上、宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)からの自発的な謝罪の念がないことは明らかである。このような状況で悠生君に宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)が会いに来て、それは悠生君に誠意を示す事にはならず、むしろ、悠生君の命を冒瀆しているに等しい。従って、悠生君が見つかったこのタイミングでの、宇津慎史の悠生君の母親に対しての、3回にもわたる「兄(宇津雅美)に酷い事をいたしましたよね？」の発言は、遺族の心をえぐった発言であった。

この数回にわたる電話のやりとりは、本当に両親が吹田警察へ向かう直前に行われていた。従ってこの電話の為に遺族は吹田警察に行くことを足止めされている状態に陥っていた。最後に宇津慎史からかかってきた電話は既に自動車の運転中であり、悠生君の両親は、そのようなお考えを(宇津兄弟が)お持ちでしたら(悠生君の命を冒瀆している状態に過ぎないため)、来て頂かなくて結構ですと発言し電話を切った。

この施設長(宇津慎史)の謝罪を遺族に求めた事実、それも悠生君に会いに来る事を直前のタイミング行った行為は遺族の心を非常に傷つけた内容である。

しかしながら、この保護者会での説明では、回答書(令和5年3月16日付)に記載されているアルプスの森(施設長:宇津慎史)が認めた謝罪要求自体が、言葉の問題であって謝罪要求自体をしていない事になっている。

遺族としては、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、非常に無責任で平気で遺族を傷つける行動をここでも行っていると考えている。

確かに言葉として、直接、謝罪しろとは発言してはいない。しかし命は奪われたが、行方不明だった悠生君がやっと見付き、これから吹田警察署に行こうとしているこのタイミングで、3回も「兄に酷い事を言いましたよね？」って発言した目的が謝罪であるのは明らかである。

3回も同じことを繰り返すと言うことは、少なくとも繰り返し言われた方の人物に、その繰り返された言葉に対しての反応することを強く期待している事を意味する。では「兄に酷い事を言いましたよね？」の言葉が秘めた話しかけられた相手に求める反応は何かと考えた時、それは明らかに謝罪である。

・また回答書(令和5年3月16日付)にて以下のような記載がある。

代表者が清水様へ謝罪要求を行ったのは、前記清水亜佳里様のご発言に対するものであり、特に命を持って償うことを要請するものであったため、これは言いすぎでは無いかと考えたことによるものです。

但し、現時点で謝罪を要請するものではございません。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

清水亜佳里の発現が言い過ぎだとして3回も発言したのは、回答書(令和5年3月16日付)に記載してある通りに謝罪を求めたと考えるのは妥当である。

さらには、謝罪要請が初めから無いのであれば、上記の記載の、「但し、現時点で謝罪を要請するものではございません。」の一文との繋がりも説明できない。

もともと謝罪要請がないのであれば、当時と現時点との差は存在しないはずであるが、この回答書では、悠生君が見つかった時と、現時点(令和5年3月16日)での謝罪要請に対する態度に明確な差があったことが証明されている。

一方において、上記会話からも解る通り、宇津兄弟(宇津慎史も、宇津雅美)は共に今この時点(令和5年9月8日)においても、悠生君の母親が発した言葉は不当であると認識していることが解る。

従って、回答書(令和5年3月16日付)の記載である、「前記清水亜佳里様のご発言に対するものであり、特に命を持って償うことを要請するものであったため、これは言いすぎでは無いかと考えた」と言う記載部分は今も変わらない認識を持っていることが解る。

従って、回答書(令和5年3月16日付)に記載されている時間的差に関する説明も、もともと謝罪要請自体がなかったとするこのアルプス側の弁護士の見解では説明不可能である。

このことから私達遺族は、言葉の問題として片付けるには詭弁以外の何物でもないと考えている。

遺族としては、宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)らは、自分たちが遺族の心を傷つける発言をすることは許されるが、遺族がアルプスの森(施設長：宇津慎史)らに傷つくような発言をすることは許さないと考えていると思っている。